

熊本大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年9月3日

教育学部附属特別支援学校長裁定

平成28年1月27日一部改正

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校におけるいじめは大きな社会問題となっており、これまでもいじめを背景として児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。

本校においては、「熊本大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針」（以下「本学の基本方針」という。）を策定し、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、小学部・中学部・高等部を設置していることから、児童生徒一人一人の学部・学年や発達の段階、障がいの状況等に応じたきめ細やかないじめ防止等の取組に努めることとする。

II いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な理念

いじめ防止の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行う。

そのためには、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、児童生徒の発達段階・障がい特性に配慮しながら、いじめの問題に対する理解を深めるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団により無視される。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・ 私物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ 直接的にかかわっていなくても、傍観者として見て見ぬふりしたり、おもしろがったりする。 など

3 いじめに対する理解

いじめは、「どの学校においても、どの子どもにも、起こりうるもの」である。とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造から発生する問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

III 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等を、より実効的なものにするため、本校における基本方針の策定や組織体、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

IV いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

その実現のためには、学校での教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身につけさせることが必要である。その際には、児童生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。

学校にかかわる大人たちが一体となって、全ての児童生徒が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも、いじめの未然防止に結びつくはずである。

さらに、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、市民全体がいじめにかかわる取組の重要性について認識し、地域、家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒の障がいの特性を考慮しながらささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、本校は教育学部と連携して、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒及び保護者並びに教職員がいじめを相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して常に児童生徒のわずかなサインも見逃さないようにすることが必要である。

3 いじめへの対処

いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。また、家庭への連絡や教育学部への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。とりわけ、いじめたとされる児童生徒からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要があることから、対人関係スキルを身につけるための研修等を実施し、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備していくことが重要になる。

4 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、多様で具体的な対策を立て、それらが有効に機能するよう取り組む。

また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができる環境作りを推進する。

5 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、本校や教育学部が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要である。

そのため、平素から、本校や教育学部と関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

V 本校における取組（いじめ対応マニュアル）

1 いじめの防止のための取組

（1）いじめについての共通理解

- ① 校内研修や職員会議で本校の基本方針の周知を図り、全校あげていじめ根絶に向けた取組を行う。
- ② 学級・学部で通信等を活用し、いじめ防止についての啓発を行う。

（2）いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ① いじめほどの子どもにも起こりうることから、すべての児童生徒を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。
- ② いじめ防止等に向け、教職員、児童生徒の人権意識を高める活動等の充実を図る。
- ③ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。

（3）いじめが起きにくい集団の育成

- ① 個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに、一人一人の障がいの特性に応じた指導・支援を推進する。
- ② 保護者同士のコミュニケーションがより図れるようPTA活動を活発に進める。

（4）児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

- ① 未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できよう授業づくりや集団づくりを行う。
- ② 集団の一員としての自覚や自信（自己有用感）を育むことにより、互いのよさを認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくるとともに、本校職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

<主な取組>

- ① 学級、学部毎の活動
「新しい学級」「新しい学年」等（4月）
クラス毎の単元（各学期）
- ② コミュニケーションの学習（通年）
小学部「なかま」 中学部「わくわくタイム」 高等部「ステップアップタイム」
- ③ 全校集会（児童生徒会）
「友だちと仲良くしよう」（4月）「規則正しい生活をしよう」（9月）
「地域の人とふれ合おう」（12月）
- ④ 人権週間の取組（12月）

2 いじめの早期発見の取組

- （1）いじめは目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを常に認識し、児童生徒の障がいの特性を考慮しながら、ささいな兆候であっても、いじめではないとかとの疑いを持って、早期の段階から適切に関わり、いじめを隠した

り軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。

- (2) 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないようにアンテナを高く保つ。また、アンケート調査や随時の面談の実施により、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。その体制の整備に当たっては、いじめられた児童の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮する。

<主な取組>

- ① 連絡帳や保護者との情報交換を通じた、児童生徒の情報収集（通年）
 - ・ミーティング、学部会での情報共有
- ② 相談しやすい体制の整備（通年）
 - ・連絡帳やお知らせ等での相談窓口の周知
 - ・随時による個別面談の実施
- ③ 校内アンケートの計画、実施

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめる。
- ② いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その児童生徒の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。
- ③ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

- (2) いじめの事実確認と報告

- ① VIの1により設置する「熊本大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止対策委員会」が中心になり、いじめの事実確認を行う。校長は、その結果を教育学部長に報告する。
- ② 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- ③ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる場合、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談し適切に対処する。

- (3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
- ② いじめた児童生徒に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用して、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

- (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 嫌なことをされたり、言われたりしたとき、又は他の人がされている場面を見かけたときは、周りの人に知らせるようにする。
- ② はやしたてたり、見て見ない振りをするのは、いじめに加担する行為であることを分かりやすく理解させる。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育てる。
- ④ いじめの解決には謝罪のみで終わらせるのではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

- (5) ネット上のいじめへの対応

- ① パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。

- ② ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は地方法務局、所轄警察署の協力を求める。
- ③ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。

4 教育相談体制

- (1) 児童生徒及び保護者、職員が日頃から相談できる体制を整備する。
(相談窓口：教頭、学部主事)
- (2) 児童生徒について、毎日の情報交換の中で、気づきがあった場合は適宜個別面談を実施し、詳細な情報の収集・分析を行う。

5 児童生徒が主体となる取組

児童生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- ① 児童生徒会を中心とした全校集会・学部集会等での取組
- ② 一人一人の教育的ニーズに応じたコミュニケーションの学習

6 研修

いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要である。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を年1回以上行う。具体的には、人権教育校内研修の中で「いじめ防止等について」をテーマに研修を実施する。

7 地域や家庭との連携

- (1) 保護者や児童生徒の支援者との人間関係づくりを図り、学校内外の児童生徒の様子を細やかに把握し、情報交換を行う。
- (2) 支援者ミーティングの開催（小1・4、中1、高1）

8 関係機関との連携

- (1) 地域自治会や福祉関係機関等と密接な関係を構築し、様々な情報収集ができる体制を整える。
- (2) 必要に応じて、警察、児童相談所、医療機関等とも適切な連携がとれる体制を整える。

9 重大事態への対処

- (1) 事案が重大事態である場合は、学部に設置される調査委員会の調査に全面的に協力する。
- (2) 調査により明らかになった事実関係について、学部との連携を図り、いじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供と誠実な対応を行う。

VI いじめ防止対策委員会の設置

1 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

組織の名称は、「熊本大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止対策委員会」とする。

2 機能

- (1) 本校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 構成等

本校の複数の教職員、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

○ 委員長は原則として、校長とする。

○ 原則として年2回開催する。

【構成員】 校長、副校長、教頭、学部主事、教務主任、生徒指導主事
保健主事、特別支援部長、研究主任、教育実習部長、
その他委員長が必要と認めた者（外部専門家等）

VII 学校評価における評価

本校の組織評価項目に次の事項を設け、評価を行うこととする。

- (1) 学校評価においては、いじめの事実が隠蔽されないように、いじめ発生の場合の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を評価する。
- (2) いじめの有無やその多寡のみを判断するのではなく、いじめ問題への具体的な取り組み状況や達成状況を評価する。